

和福障第 546号
令和8年5月20日
(2026年)

市内指定居宅介護事業所
市内指定重度訪問介護事業所
市内指定同行援護事業所
市内指定行動援護事業所

} 管理者 各位

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

指定障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）及び移動支援事業所における「従業員の職種、員数及び職務の内容」等に係る変更届出書の提出について

平素、本市の障害福祉行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス（居宅介護等）及び移動支援事業所は、届出内容に変更が生じた場合、変更後10日以内に届出を行う必要がありますが、従業員の雇用、辞職等に伴い生じる運営規定の変更については、かねてより年に1度報告する、としております。

つきましては、令和8年度の従業員の状況について、次の要領で変更届の提出をお願いします。

なお、従業員の変更等がある場合は、利用者の有無に関わらず、指定を受けている全てのサービスについて届出を行ってください。

1 届出対象 令和8年6月1日時点の従業員

2 提出期限 令和8年6月30日（火）

3 提出先 和歌山市障害者支援課

4 提出方法 郵送、持参

※受付印を押印した事業所控えを希望する事業所は、提出分と控え分の2部をご準備ください。
※郵送により提出する場合も、受付印を押印した事業所控えを希望する事業所は、提出分と控え分の2部を送付していただくことに加えて、返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付したものの（※料金不足とならないようご注意ください。））を必ず同封してください。

5 提出書類

居宅介護等と移動支援の両方を行っている場合は、それぞれ届出書類及び添付書類の提出が必要です。

① 変更届出書 居宅介護等【別紙様式第二号】

移動支援 【様式第21号（第11条関係）】

※変更前・変更後の欄に変更内容を具体的に記入をお願いします。（誰が入職した等）

②付表1 居宅介護等事業所の指定等に係る記載事項

③標準様式4 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（4週・予定）

※同行援護及び行動援護については、居宅介護（重度訪問介護）とサービス提供責任者及び従業員の資格要件が異なるため、勤務形態一覧表はサービスごとに作成してください。

共生型サービスに該当される事業所については、介護保険の勤務形態一覧表も提出ください。

④運営規程

※居宅介護等と移動支援の両方を行っている場合は、それぞれの運営規程の提出が必要です。

※附則を追加する場合、過去の附則は削除しないようにしてください。

(例) この規程は、令和7年6月1日から施行する。

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

※運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、規程等を定めるに当たっては、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えないこととしています。(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第三の3(20)①等を参照)

【以下⑤～⑧は、新しく雇用した方や氏名等に変更があった方についてのみ提出してください。】

⑤資格証の写し

⑥(必要に応じ)資格証の氏名の変更の分かるもの

【以下の⑦⑧は、同行援護・行動援護の指定を受けている場合のみ提出してください。】

⑦従業者養成研修修了証(修了している場合)の写し

⑧実務経験証明書

※従事日数を必ず記載してください。同行援護の従業者については、業務内容欄に、**視覚障害者の直接支援業務**に携わったことが分かるような記載をお願いします。(例:「視覚障害者に対する介護業務」等)。また、行動援護の従業者については、**知的障害者・知的障害児または精神障害者の直接支援業務**に携わったことが分かるような記載をお願いします。(例:「知的障害者及び精神障害者に対する介護業務」等)。

6 従業員の變動に伴う変更届が不要な場合

① 前回定例届出(令和7年6月)以降、従業員の変動がない場合

② 既に他の変更届と併せて従業員の変動を届け出ており、その後従業員の変動がない場合

※管理者、サービス提供責任者の変更は、変更後10日以内の届出が必要です。

※様式は本市ホームページをご確認ください。

和歌山市トップページ>事業者>障害者福祉>障害福祉サービスについて>事業所の指定等申請・各種届出>各種様式ダウンロード(HP番号1067350)または地域生活支援事業の登録・変更・休廃止等様式ダウンロード(HP番号1000800)

※本通知のページ検索方法(以下のどちらからでも検索可能です)

(番号検索) 市トップ画面右側の広報ページ番号検索欄にページ番号「1067962」を入力

(階層検索) 和歌山市トップページ>事業者>障害者福祉>障害福祉サービスについて>お知らせ>(訪問系及び移動支援)令和8年度「従業員の職種、員数及び職務の内容」等に係る変更届出書の提出について(HP番号1067962)

(担当)

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
障害者支援課 指定審査グループ 佐藤
TEL: 073-435-1360 FAX: 073-431-2840
Email: shogaishashien@city.wakayama.lg.jp